

Q 定年後再雇用した場合、正社員としての身分を失い嘱託として新しい職務に従事させますが、年休はどうなりますか。

A 短期雇用契約終了に伴って新たに契約を結び直すことによって、契約としては新たな異なる契約になったとしても、事実として引き続き勤務していれば、年休の付与に関しては、継続勤務とみなされます。

このような契約更新の場合のみならず、定年退職によりいつたん退職し、退職金を支給した場合であっても、再雇用により事実として継続して勤務している場合は、年休の付与に関しては継続勤務と認められます。

定年退職者を嘱託等として再雇用した場合やいわゆる形式的には従前の労働契約とその後の労働契約とは別個のものであるが、定年退職者の嘱託としての再雇用や臨時工の本採用等は、単なる企業内における身分の切替えであって実質的には労働関係が継続していると認められる。したがって、定年退職者を引き続き嘱託として同一事業場で使用している場合や臨時工を本採用として引き続き使用する場合は勤務年数を通算しなければならない(昭 63.3.14 基発 150、婦発 47)。